

愛知県
感染防止対策

大規模施設やテナントの皆さまのための

協

力

金

大規模施設等
営業時間
短縮要請枠

5/12
}
6/20
実施分

6/21
}
7/11
実施分

映画関係事業者 (全国興行生活衛生同業組合連合会加盟事業者) にかかる申請手続きについて 「申請要領」補足版

2021年8月25日時点版

愛知県感染防止対策協力金事務局

今後、更新する場合がありますので、申請時に最新版をご確認ください

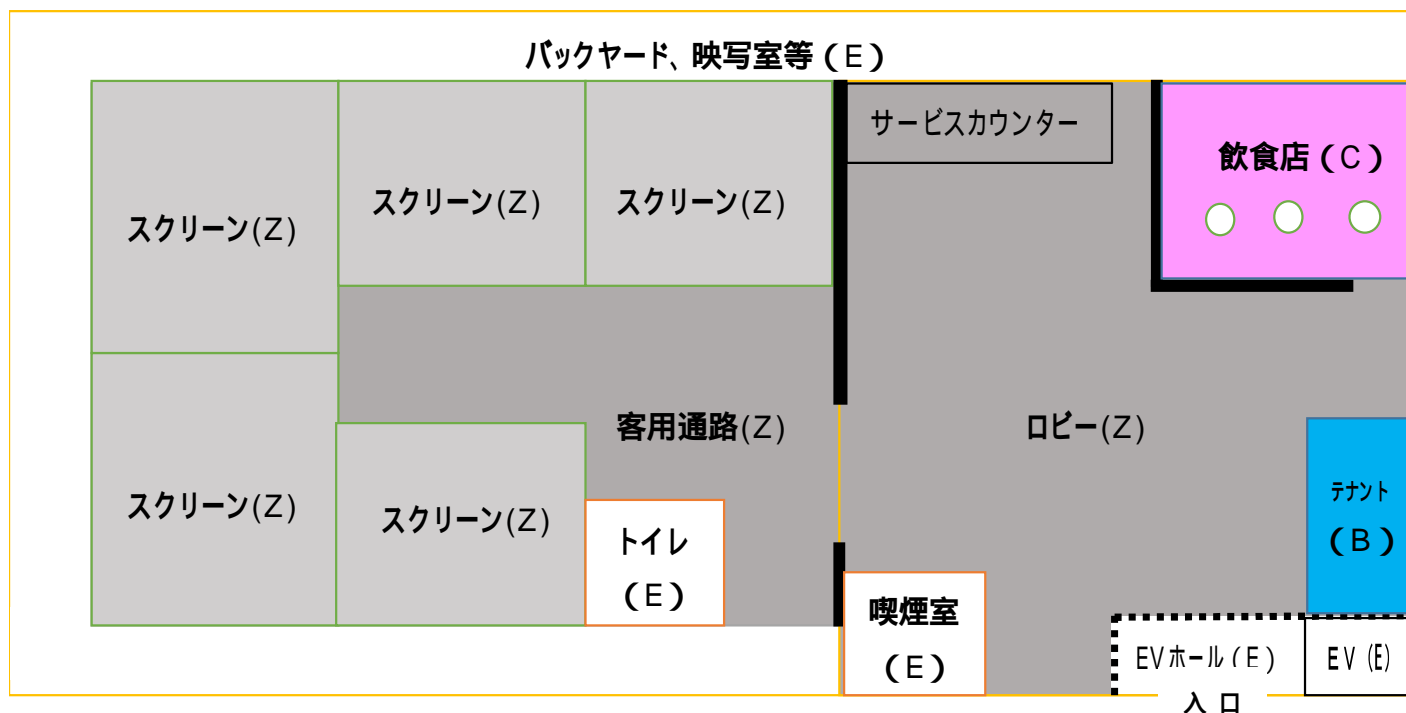
目次

制度概要	(「申請要領」をご覧ください)
交付対象者	(「申請要領」をご覧ください)
交付額	P.3
協力金交付金額の算定例	P. 4 ~ 7
申請方法	P.8
申請手続	P.9 ~ 14
お問い合わせ先	P.15
電子申請マニュアルの補足について	P.16

映画館の自己利用部分面積の考え方

大規模施設である映画館の運営事業者の自己利用部分など施設内面積の分類は下記イメージ図を参考にしてください。

映画館の自己利用部分面積のイメージ図（グレー部分が対象）



自己利用部分面積の算出 $(A)-(B)-(C)-(D)-(E) = (Z)$

- (A) 休業・時短要請に応じた施設（映画館）の建築物の床面積の合計
- (B) テナント事業者の区画面積
- (C) 運営事業者自らが一般消費者向けの事業の用に提供している生活必需品
物資販売及び飲食店業部分 1 の区画面積
- (D) 特定百貨店店舗の区画面積：対象なし
- (E) サービス等の提供を直接的に行っていない部分の面積 2
- (Z) 協力金の対象となる自己利用面積 $\{(A)-(B)-(C)-(D)-(E)\}$

1：当該飲食店業部分について、飲食店等の協力金の交付を受けている場合のみ。

2：映写室、トイレ、EVホール、喫煙室、バックヤード等

協力金交付金額の算定例

計算例 - 1 (映画館運営事業者) (4号施設) 1

大規模施設運営事業者のうち、映画館運営事業者はスクリーン数等に応じた協力金の交付対象となります。なお、映画配給会社の時短協力金については映画館運営事業者から申請・請求していただき、その後各配給会社に配分していただくようお願いいたします。

対象期間 : 5/12 ~ 6/20 (休業要請なし)
 通常の営業時間 : 10:00 ~ 22:00 (年中無休)
 営業時間短縮後 : 10:00 ~ 21:00
 自己利用面積数 : 10,100m²
 テナント店舗数 : 0店舗
 特定百貨店店舗数 : 0店舗
 常設スクリーン数 : 5
 上映できなかった回数 : 1回
 上映予定であった回数 : 4回

営業時間短縮日数 : 40日
 一日あたり1時間

6/21 ~ 7/11実施分についても、
 考え方は同様です。

大規模施設運営事業者 (映画館運営事業者)

自己利用部分面積に係る協力金

自己利用部分面積 ÷ 1,000m ² 2	営業時間短縮要請に 応じた日数	短縮した時間 ÷ 本来の営業時間	単価	協力金額
10 (10,100m ² ÷ 1,000m ²)	40	1時間 ÷ 12時間	20万円	= 6,666,667

映画館運営事業者向け協力金

常設スクリーン数等	営業時間短縮要請に 応じた日数	上映できなかった回数 ÷ 上映予定であった回数	単価	協力金額
5	40	1回 ÷ 4回	2万円	= 1,000,000

映画配給会社向け協力金 (時短分)

同額	協力金額
	1,000,000

- 1 大規模小売店等に入っている映画館 (7号施設) はP5 ~ 6計算例 -2をご覧ください
- 2 1,000m²を1単位とし、単位未满是切り捨て
1,000m²未满是1単位とみなします
- 3 映画配給会社の時短協力金については一旦映画館運営事業者が受給し、その後各配給会社に配分していただくようお願いいたします
- 4 千円未滿切り上げ

協力金 合計	= 8,666,667
-----------	-------------

交付額 8,667,000円

協力金交付金額の算定例

計算例 - 2 (大規模小売店舗に入っている映画館運営事業者) (7号施設) 1

大規模小売店舗等に入っている映画館運営事業者(大規模施設運営事業者)はスクリーン数等に応じた協力金の交付対象となります。なお、**映画配給会社の時短協力金**については**映画館運営事業者から申請・請求していただき、その後各配給会社に配分していただくようお願いいたします。**

対象期間	: 5/12 ~ 6/20
通常の営業時間	: 10:00 ~ 22:00 (年中無休)
営業時間短縮後	: 10:00 ~ 21:00
自己利用面積数	: 10,100m ²
テナント店舗数	: 0店舗
特定百貨店店舗数	: 0店舗
常設スクリーン数	: 5
上映できなかった回数	: 1回
上映予定であった回数	: 4回

営業時間短縮日数: 36日
一日あたり1時間
休業日数: 4日

6/21 ~ 7/11実施分についても、
考え方は同様です。

1 休業要請(5/22,23,29,30)に基づき休業した場合の映画配給会社分については、P7計算例 -3をご覧ください

協力金交付金額の算定例

つづき

大規模施設運営事業者（映画館運営事業者）

自己利用部分面積に係る協力金

自己利用部分面積 ÷ 1,000m ² 2 (10,100m ² ÷ 1,000m ²)	要請に応じた日数	短縮した時間 ÷ 本来の営業時間	単価	協力金額
【時短分】 10	× 36	× 1時間 ÷ 12時間	× 20万円	= 6,000,000
【休業分】 10	× 4		× 20万円	= 8,000,000

映画館運営事業者向け協力金

常設スクリーン数等	要請に応じた日数	上映できなかった回数 ÷ 上映予定であった回数	単価	協力金額
【時短分】 5	× 36	× 1回 ÷ 4回	× 2万円	= 900,000
【休業分】 5	× 4		× 2万円	= 400,000

映画配給会社向け協力金（時短分）

同額

協力金額³

900,000

協力金
合計

= 16,200,000

交付額 16,200,000円

4

2 1,000m²を1単位とし、単位未満は切り捨て
1,000m²未満は1単位とみなします

3 映画配給会社の時短協力金については一旦映画館運営事業者が受給し、その後各配給会社に配分していただくようお願いいたします

4 千円未満切り上げ

協力金交付金額の算定例

計算例 - 3 (映画配給会社)

大規模小売店舗等に入っている映画館運営事業者（大規模施設運営事業者）に映画を配給している会社は、休業時に上映することとしていた作品数に応じた協力金の申請対象となります。

なお、時短部分に係る協力金は、P5～6計算例 -2をご覧ください

上映することとしていた作品数 : 5作品
休業要請に応じた日数 : 4日
上映予定であった回数 : 1回

映画配給会社

映画配給会社向け協力金（休業分）

上映することとしていた作品数	休業要請に応じた日数	上映予定であった回数	単価	協力金額
5	4	1回	2万円	400,000
				交付額 <u>400,000円</u> 2

1 作品について、同じ作品名であっても、素材フォーマット（作品を上映する際に必要なDCP（デジタルシネマパッケージ）、通常版の他、IMAX版、4D、ドルビーなど）が異なる場合は、別作品としてカウントすることとします。複数スクリーンで上映されている同一作品は1作品としてカウントすることにご留意ください。

2 千円未満切り上げ

申請方法

申請方法

申請方法は以下の通りです。申請は原則、電子申請をお願いします。
特設サイト内の「電子申請はこちら」から申請を行って下さい。
詳細は電子申請マニュアルをご覧ください。

申請方法

以下申請ページで必要事項を入力し、必要書類をアップロードして申請します。

[電子申請はこちら](#)

電子申請をご自身で行う事が困難な場合のために、県内各所に申請サポートセンターを設けて、窓口スタッフが電子申請の続きをサポートします。来場希望日の前日までに当サイト又はコールセンターで予約してください。

[会場検索・予約はこちら](#)

上記方法による申請が困難な場合は郵送による申請も受け付けます。
郵送用の申請書類は[こちら](#)

〒450-8992 名古屋西郵便局 JF 一名古屋内分室留
愛知県大規模施設等協力金事務局

電子申請はこちら

5/12~6/20実施分
電子申請はこちら

電子申請マニュアル (5/12~6/20実施分) は[こちら](#)

6/21~7/11実施分
電子申請はこちら

電子申請マニュアル (6/21~7/11実施分) は[こちら](#)

戻る

電子申請マニュアル(6/21~7/11実施分)
P17につきまして補足がありますので、
最終ページをご覧ください。

提出書類一覧（電子・郵送 一括申請）

大規模施設運営事業者（映画館の運営事業者）		
提出書類	備考	
1	申請書兼請求書（大規模施設運営事業者用） 郵送のみ	電子申請の場合は、申請画面に入力するため不要
2	誓約書（大規模施設運営事業者用）	
3	協力金交付申請額計算書（自己利用部分面積・映画館運営事業者用（映画配給会社向け協力金（時短分）含む））	自己利用部分面積、映画館運営事業者用のスクリーン加算（映画配給会社向け協力金（時短分）含む）に関するものの2種類の計算書が必要
4	面積算定シート	
5	本人確認書類の写し 法人の場合は代表者の本人確認書類の写し	氏名、生年月日及び住所が確認できる箇所を提出してください。本人確認書類の例については、P.13をご参照ください。
6	通帳（振込口座に関する事項を確認できる書類）の写し	入力いただいた振込口座のものを提出してください（日本国内の口座に限ります）。 その他、P.14をご参照ください。
7	施設の業務内容（施設種別）が確認できる書類の写し	<ul style="list-style-type: none"> 施設の公式WEBサイトの写し 公式WEBサイトがない場合は写真（外観、内観、業務内容がわかるもの）等
8	施設の「建築物の床面積」の合計が確認できる書類の写し	（自己所有物件の場合） <ul style="list-style-type: none"> 建物の登記事項証明書（登記簿謄本） 建築確認申請書等 （賃貸物件の場合） <ul style="list-style-type: none"> 建物の賃貸借契約書
9	本来の営業時間及び休業・営業時間短縮の状況が確認できる資料	<ul style="list-style-type: none"> 公式WEBサイトでのお知らせ 施設での掲示文書、店舗のチラシ等
10	休業・営業時間短縮をした面積が確認できる資料	施設のフロアマップや算定根拠となる施設の設計図面などをもとに作成した大規模施設運営事業者の自己利用部分面積及びテナント店舗の店舗等面積が明示されており確認できる資料を提出してください。 <具体例> <ul style="list-style-type: none"> フロアマップ（区画ごとの面積が明示されたもの） 面積算定に用いた図面 大規模小売店舗立地法上の届出及び図面の写し等 なお、飲食店等の協力金の交付を受けた（申請中を含む）店舗等（大規模施設の運営事業者が自ら運営するものに限る）については、当該店舗の区画を図面上に図示してください。

提出書類一覧（電子・郵送 一括申請）

大規模施設運営事業者（映画館の運営事業者） 続き	
提出書類	備考
11 常設のスクリーン数が確認できる書類の写し等	<ul style="list-style-type: none"> 映画館の案内 公式WEBサイト等
12 休業・営業時間短縮要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数、要請対象日に上映予定であった映画の回数を確認できる書類の写し等	<ul style="list-style-type: none"> 上映スケジュールの案内 公式WEBサイト等
13 委任状（映画配給会社用）時短分	映画配給会社ごとに提出（映画配給会社向け協力金（時短分）について映画館運営事業者から申請・請求し、その後全国興行生活衛生同業組合連合会が指定する方法により各配給会社に配分する場合）
14 テナント等リスト（郵送の場合は配給会社リスト）	映画配給会社向け協力金（時短分、休業分）を一括申請する場合
15 誓約書（映画配給会社用）休業分	映画配給会社向け協力金（休業分）を一括申請する場合は映画配給会社ごとに提出
16 委任状兼請求書（映画配給会社用）休業分	映画配給会社向け協力金（休業分）を一括申請する場合は映画配給会社ごとに提出
17 協力金交付申請額計算書（映画配給会社用）休業分	映画配給会社向け協力金（休業分）を一括申請する場合は映画配給会社ごとに提出
18 映画配給会社の本人確認書類の写し 法人の場合は代表者の本人確認書類の写し 休業分	詳細は5を参照してください。 映画配給会社向け協力金（休業分）を一括申請する場合は映画配給会社ごとに提出
19 映画配給会社の通帳（振込口座に関する事項を確認できる書類）の写し 休業分	詳細は6を参照してください。 映画配給会社向け協力金（休業分）を一括申請する場合は映画配給会社ごとに提出
20 上映予定作品数が確認できる書類の写し等 休業分	映画配給会社向け協力金（休業分）を一括申請する場合は映画配給会社ごとに提出

映画配給会社分について、時短分を一括申請する場合は、1～14までの書類を提出してください。

なお、15～20の書類は、映画配給会社の休業分をとりまとめて申請する場合に限り必要です。

提出書類一覧（電子・郵送 一括申請）

大規模施設運営事業者（映画館の運営事業者） テナントがある場合			
提出書類		備考	
テナントがある場合	1	テナント等リスト （郵送の場合はテナントリスト）	テナント等を有する大規模施設運営事業者は提出してください。（P.10の14と併せて記載してください。）
	2	誓約書（テナント等事業者用）	テナント事業者ごとに作成してください。
	3	委任状兼請求書（テナント事業者用）	テナント店舗ごとに作成してください。
	4	協力金交付申請額計算書（テナント事業者用）	テナント店舗ごとに作成してください。
	5	テナント事業者の本人確認書類の写し 法人の場合は代表者の本人確認書類の写し	P9の5の書類と同じ。
	6	テナント事業者の通帳（振込口座に関する事項を確認できる書類）の写し	P9の6の書類と同じ。

やむを得ない事情により電子申請を行うことが困難である場合は、大規模施設協力金特設サイト（<https://aichi-daikibo-kyouryokukin.com/>）の申請方法をご参照ください。

提出書類一覧（郵送申請）

映画配給会社個別申請		
	提出書類	備考
1	交付申請書兼請求書	
2	誓約書（テナント等事業者用）	
3	協力金交付申請額計算書（映画配給会社用）	時短分の計算書と休業分の計算書の2種類がありますので、それぞれ作成してください。時短分は大規模映画館単位・休業分は配給先の映画館一括で記載してください。
4	本人確認書類の写し 法人の場合は代表者の本人確認書類の写し	氏名、生年月日及び住所が確認できる箇所を提出してください。本人確認書類の例については、P.13をご参照ください。
5	通帳（振込口座に関する事項を確認できる書類）の写し	入力いただいた振込口座のものを提出してください（日本国内の口座に限ります）。 その他、P.14をご参照ください。
6	配給している映画館の業務内容（施設種別）が確認できる書類の写し（ ）	<ul style="list-style-type: none"> 施設の公式WEBサイトの写し 公式WEBサイトがない場合は写真（外観、内観、業務内容がわかるもの）等
7	配給している映画館の「建築物の床面積」の合計が確認できる書類の写し（ ）	（自己所有物件の場合） <ul style="list-style-type: none"> 建物の登記事項証明書（登記簿謄本） 建築確認申請書等 （賃貸物件の場合） <ul style="list-style-type: none"> 建物の賃貸借契約書
8	配給している映画館の本来の営業時間及び休業・営業時間短縮の状況が確認できる資料（ ）	<ul style="list-style-type: none"> 公式WEBサイトでのお知らせ 施設での掲示文書、店舗のチラシ等
9	常設のスクリーン数が確認できる書類の写し等（ ） 又は 要請対象大規模施設である映画館において上映することとしていた作品数（休業の場合のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 映画館の案内 公式WEBサイト等 （休業の場合のみ） <ul style="list-style-type: none"> 映画館との上映契約書 映画館とのブッキングリスト等
10	休業・営業時間短縮要請に応じたことにより上映できないこととなった映画の回数、要請対象日に上映予定であった映画の回数が確認できる書類の写し等	<ul style="list-style-type: none"> 上映スケジュールの案内 公式WEBサイト等 時短分を申請する場合のみ
11	要請に従った映画館に映画を配給していることが確認できる資料（ ）	<ul style="list-style-type: none"> 映画館との上映契約書等 他の資料で確認できる場合は省略可能

配給会社個別申請は郵送のみ受け付けます。申請書類は特設サイトのよくある質問

Q.23(6/21～7/11実施分はQ.24)よりダウンロードしてください。なお、配給会社向け協力金（時短分）の申請を映画館運営事業者に委任している方は、（ ）印の提出書類を省略することができます。

申請手続

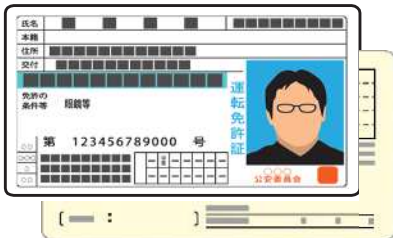
本人確認書類

本人確認書類は、下記のいずれかの写しを住所・氏名・生年月日がいっきりと判別できる形でご提出してください。

- (1) 運転免許証（両面）
（返納している場合は、運転経歴証明書で代替することができる。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 各種健康保険証（住所の記載があるもの）
- (4) 住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (5) 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書（両面）
在留の資格が特別永住者のものに限る。

公的機関が発行した証明書等で住所、氏名及び生年月日 が明瞭に判別でき、**申請日時点において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のもの**に限り、代替書類とすることができます。

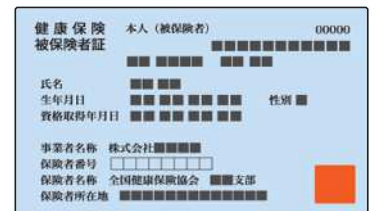
(1) 運転免許証（両面）



(2) 個人番号カード（オモテ面のみ）



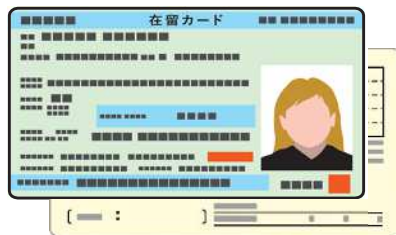
(3) 各種健康保険証（両面）



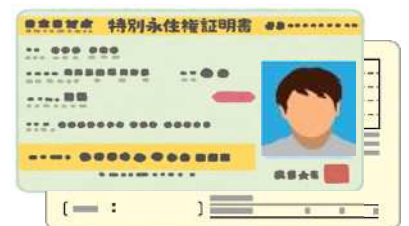
(4) 住民基本台帳カード（オモテ面のみ）



(5) 在留カード（両面）



(5) 特別永住者証明書（両面）



(5)③外国人登録証明書（両面）



各データの保存形式はPDF・JPG・PNGでお願いします。

申請手続

通帳の写し

- **口座の通帳の写し**を提出してください。
法人の場合には、法人名義の口座としてください。法人代表者の個人名義での口座等では受付できません。
やむを得ない事情により申請者と口座名義が異なる場合はコールセンターにお問い合わせください。
- **金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人**が確認できるようスキャン又は撮影して下さい。上記が確認できるように、必要であれば、通帳のおモチ面と通帳を開いた1・2ページ目の**両方の電子データをアップロードして下さい**。

電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出して下さい。同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画像を提出して下さい。

通帳のおモチ面



通帳を開いた1・2ページ目



電子通帳 画面コピー



!!ご注意下さい!!

画像が不鮮明な場合や、金融機関名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が1つでも確認できない場合は、振込ができず、給付金のお支払いができません!

各データの保存形式はPDF・JPG・PNGをお願いします。

お問い合わせ先

お問い合わせ先

特設サイト	https://aichi-daikibo-kyouryokukin.com PC・スマートフォンからも閲覧・申請が可能です。
コールセンター	0 1 2 0 - 2 6 3 - 2 2 5 受付時間 午前 9 時から午後 5 時 (土日・祝日含む)

協力金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の詐取”にご注意ください。

- 愛知県がATM（銀行などの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 愛知県がこの協力金を交付するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

協力金の“不正受給は犯罪”です。

- 協力金の申請内容に虚偽や不正が発覚した場合は、申請者に対し、協力金の返還を求めます。
- 協力金の不正受給は犯罪です。逮捕者も出ております。くれぐれも適正な申請をお願いします。

電子申請システム利用上の補足について

申請パターンはテナント一括申請の有無、配給会社休業分一括申請の有無に応じてA～Kより適切なパターンを選択してください。

電子申請マニュアル(5/12～6/20実施分)P14

1 - 6 . 新規申請 (大規模施設 施設情報)

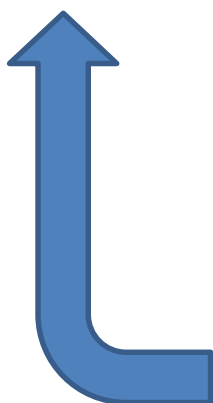
新規申請



(中略)

申請パターン*

- A.【大規模施設】(一括申請)または、【映画館】(テナント一括申請、配給会社個別申請、スクリーン加算なし)
- B.【映画館】(テナント一括申請、配給会社一括申請、スクリーン加算あり)
- C.【映画館】(テナント一括申請、配給会社一括申請、スクリーン加算なし)
- D.【映画館】(テナント一括申請、配給会社個別申請、スクリーン加算あり)
- E.【大規模施設】(個別申請、テナント加算あり)または、【映画館】(個別申請、テナント加算あり、スクリーン加算なし)
- F.【大規模施設】(個別申請、テナント加算なし)または、【映画館】(個別申請、テナント加算なし、スクリーン加算なし)
- G.【映画館】(個別申請、配給会社一括申請、スクリーン加算あり)
- H.【映画館】(個別申請、配給会社一括申請、スクリーン加算なし)
- I.【映画館】(個別申請、テナント加算あり、スクリーン加算あり)
- J.【映画館】(個別申請、テナント加算なし、スクリーン加算あり)
- K.【テナント】(個別申請)



・映画館のスクリーン加算がある場合の申請パターン

テナント一括申請の有無	配給会社時短分一括申請の有無	配給会社休業分一括申請の有無*	申請パターン
あり	あり	なし	D
なし	あり	なし	I

* 組合加入映画館が配給会社休業分を一括申請する場合でテナント一括申請がある場合はB、テナント一括申請がない場合はGを選択してください。

電子申請システム利用上の補足について

映画運営事業者が配給会社分を一旦受領する場合は、電子申請システムの**交付申請額の合計欄に配給会社分の協力金を含めて記載**してください。

電子申請マニュアル(5/12～6/20実施分)P17

1-6. 新規申請（交付申請額情報）

新規申請

基本情報 申請情報 口座情報 **交付申請額情報** 交付ファイル

(中略)

4. 交付申請額情報

※協力金は映画運営事業者が受領した申請者の交付申請額を入力してください。
【一括申請の場合はテナント事業者も、取組事業者は含めないでください】
※平均値で入力してください。

5月協力金 円単位*

6月協力金 円単位*

7月協力金 円単位*

8月協力金 円単位*

9月協力金 円単位*

10月協力金 円単位*

11月協力金 円単位*

12月協力金 円単位*

交付申請額*

← 協力金交付申請額計算書にて算定した申請者の協力金合計額を入力してください（一括申請の場合のテナント事業者分は含めないでください）。

5/12～6/20実施分、6/21～7/11実施分で申請書類フォーマットが異なります。必ず申請する期間の計算書をダウンロードして使用してください。

■5/12～6/20実施分

大規模施設運営事業者（映画館除く）用

大規模施設である映画館の運営事業者用

— 17 —

交付申請額の欄には、映画館運営事業者分、映画配給会社分の合計額を記載してください。

電子申請システム利用上の補足について

電子申請マニュアル(6/21～7/11実施分)P17

1-6. 新規申請(交付申請額情報)

4. 交付申請額情報

※協賛額と異なる場合は、必ずホームページ下部の協賛額入力ボタンをクリックして変更する必要があります。

※協力金交付申請額計算書にて算定した申請者(一括申請の場合のテナント事業者分) ※申請額を記入してください。

2021年6月24日～7月3日(13日間)	円) 1,234,567
2021年7月4日～7月31日(28日間)	円) 1,234,567
交付申請額	

協力金交付申請額計算書にて算定した申請者の協力金合計額を入力してください(一括申請の場合のテナント事業者分は含めないでください)。

必要項目の入力を完了し、こちらのボタンをクリックしてください。

5/12～6/20実施分、6/21～7/11実施分で申請書類フォーマットが異なります。必ず申請する期間の計算書をダウンロードして使用してください。

■6/21～7/11実施分

大規模施設運営事業者(映画館除く)用

大規模施設である映画館の運営事業者用

交付申請額の欄には、映画館運営事業者分、映画配給会社分の合計額を記載してください。

電子申請システム利用上の補足について

電子申請マニュアル(5/12～6/20実施分)P18

1 - 6 . 新規申請 (添付ファイル)

新規申請

誓約事項
 施設情報
 口座情報
 交付申請書情報
 添付ファイル

ファイルを添付する際には**19ページを必ずご確認ください**、必要な資料を添付してください。
 入力完了したらページ最下部の「確認」をクリックしてください。

5.添付ファイル

1.誓約書

添付1_1_誓約書(大規模施設)
 最大10MB

添付1_2_誓約書(テナント)
 最大10MB

添付1_3_誓約書(配給会社)
 最大10MB

(中略)

15.その他書類 (任意)

添付_その他書類(任意)
 最大10MB

【重要！】
必ず19ページをご確認頂き、必要な資料を添付してください。

こちらのボタンをクリックして添付ファイルを選択してください。
以下の提出書類も同様です。
ファイルサイズは1ファイルにつき10MBまでとなっております。

必要項目の入力を完了し、こちらのボタンをクリックしてください。

← 戻る

組合指定方式にて申請する場合、映画配給会社が作成する「委任状」は15.その他書類に添付してください。